

(平成30年度第2回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：平成30年10月1日（月）

午後1時30分から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (4) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (5) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (6) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について
- (7) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (8) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (9) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について
- (2) 児童虐待通報及びDV相談に関する事務等における本人以外のものからの個人情報の収集等
及び保有個人情報の外部提供等について
- (3) その他

4 閉 会

報告事項(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

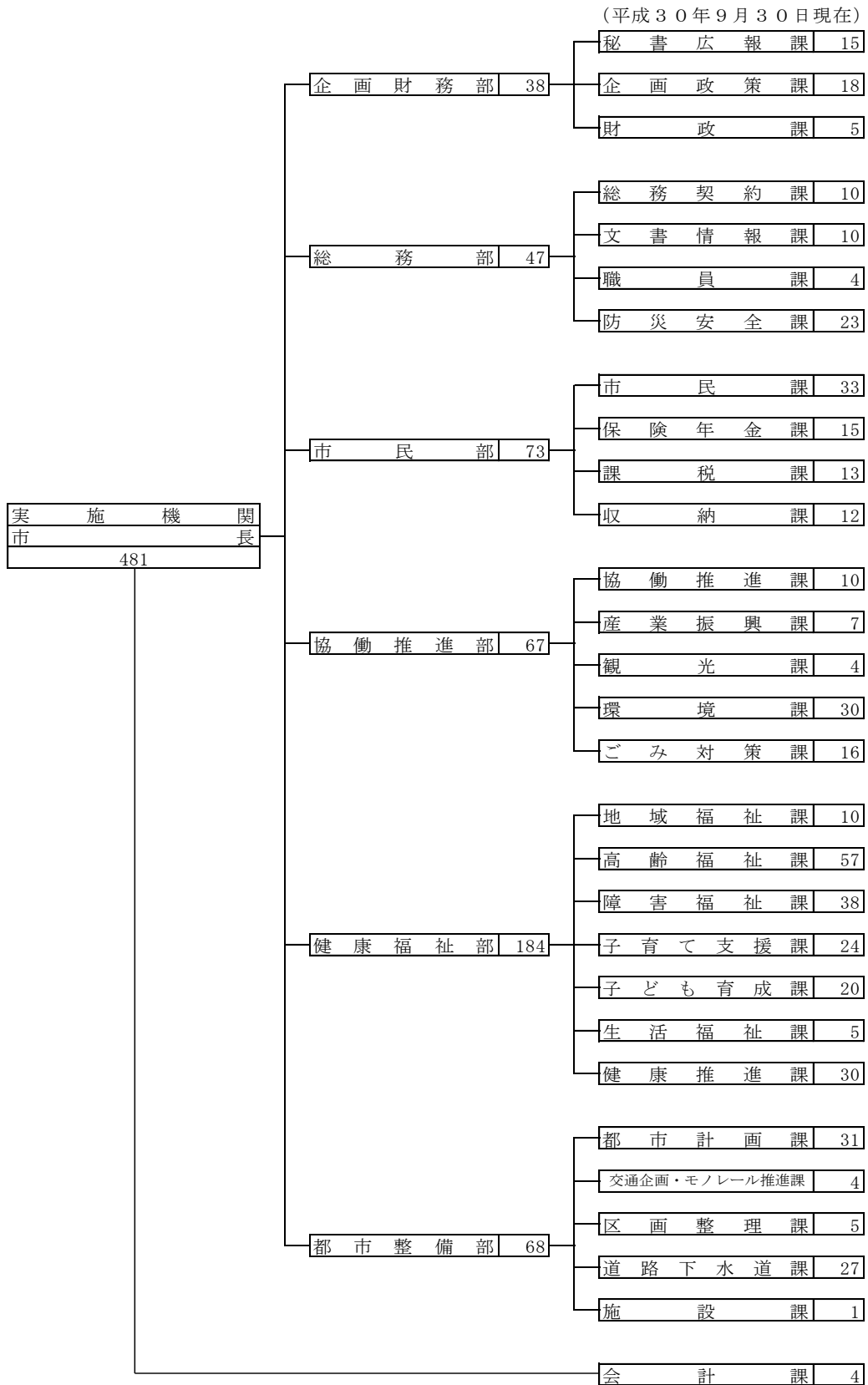
資料1 武蔵村山市個人情報保護審議会規則等について

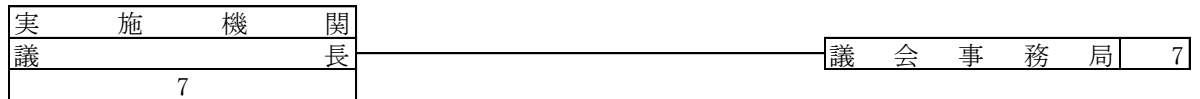
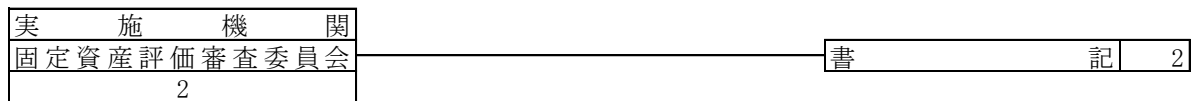
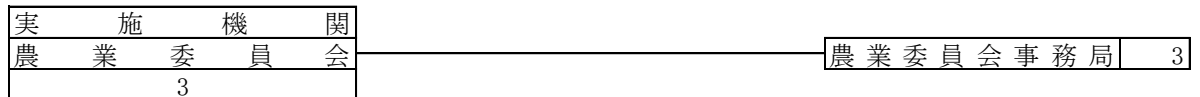
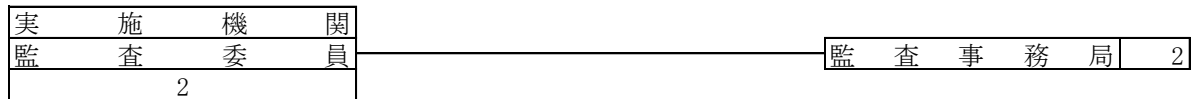
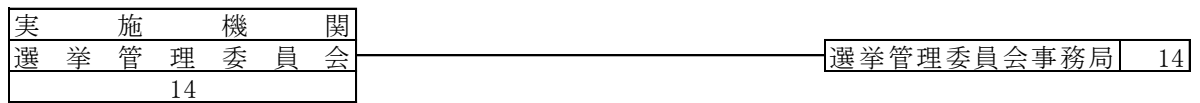
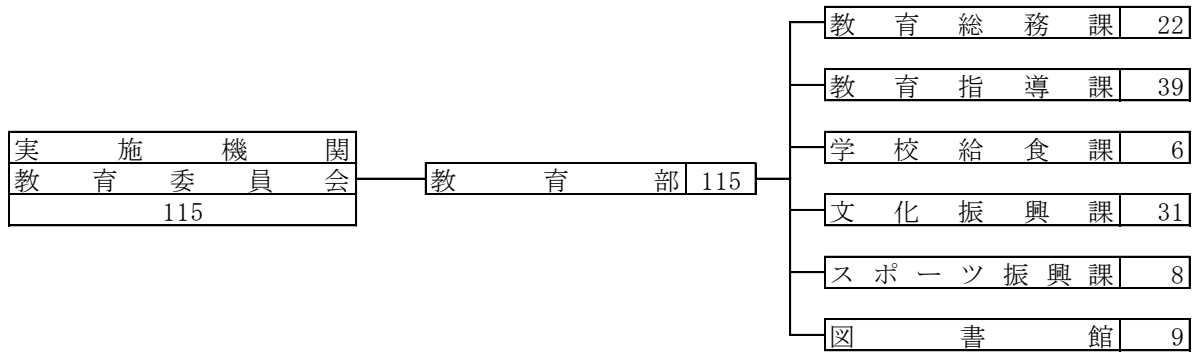
報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の状況





実 施 機 関	件 数
市 長	481 件
教 育 委 員 員 会	115 件
選 挙 管 理 委 員 員 会	14 件
監 査 委 員 員	2 件
農 業 委 員 員 会	3 件
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 員 会	2 件
議 長	7 件
合 計	624 件

報告事項(3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数5件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 個人情報の記録項目
 - (4) 個人情報の記録の対象範囲
 - (5) 個人情報の管理責任者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(4) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出件数36件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(5) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項…届出件数 4 件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(6) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の利用状況の届出に係る事項…届出件数 5 6 4 件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(7) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項…届出件数5件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(8) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数 83 件、提供先 1, 026 件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(9) その他

議 題(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会 長 _____

副会長 _____

<参考>

武蔵村山市個人情報保護審議会規則

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議 題(2) 児童虐待通報及びDV相談に関する事務等における本人以外のものからの個人情報
情報の収集等及び保有個人情報の外部提供等について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 本人以外のものからの個人情報の収集の適否（条例第7条第2項第9号）

番 号	項 目	内 容
1	担 当 部 課 名	①健康福祉部 子育て支援課 ②健康福祉部 健康推進課
	本人以外のものからの個人情報の収集をする業務の名称及び内容並びに本人以外のものからの収集により業務を行う理由	(業務の名称) ①児童虐待通報及びDV相談に関する事務 ②乳幼児・産婦健康診査に関する業務 ③乳幼児・妊産婦及び成人に対する保健指導業務 ④妊娠届けの受付及び母子手帳の交付事務 (業務の内容) 虐待を受ける児童の保護並びに児童虐待の予防及び早期発見 (本人以外のものからの個人情報の収集により業務を行う理由) 要保護児童の情報については、周辺住民等からの通報を受け、その事実確認を行うこととなるが、対象となる要保護児童本人、保護者及び特定妊婦から収集しようとしても、正確な情報を得られない可能性があるため。また、要保護児童の保護者が、虐待に関する情報収集が行われていると認識した場合、その隠ぺいを図る恐れがあるため。
	個人情報の利用目的	虐待を受けている又は受けるおそれがあると認められる児童及びその保護者に関する情報を共有し、当該児童の安全確保を図る。
	個人情報の記録の対象範囲	要保護児童、保護者及び特定妊婦
	本人以外のものから収集をする個人情報の記録項目	氏名、住所、生年月日、健康状態、対応記録
	備 考	児童虐待通報及びDV相談に関する事務を中心として、一体的に行う業務であることから、1件として諮問する。

イ 上記収集をした際の本人への通知の省略（条例第7条第3項・施行規則第3条第3項第2号）

ウ 外部提供の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	①健康福祉部 子育て支援課 ②健康福祉部 健康推進課
	外部提供をする個人情報取扱業務の名称	①児童虐待通報及びDV相談に関する事務 ②乳幼児・産婦健康診査に関する業務 ③乳幼児・妊産婦及び成人に対する保健指導業務 ④妊娠届けの受付及び母子手帳の交付事務
	保有個人情報の外部提供により業務を行う組織等の名称	警視庁東大和警察署
	保有個人情報の外部提供により行う業務の名称及び内容並びに外部提供により業務を行う理由	(業務の名称) 児童虐待に関する業務 (業務の内容) 虐待を受ける児童の保護並びに児童虐待の予防及び早期発見 (外部提供により業務を行う理由) 虐待を受けている又は受けるおそれがあると認められる児童、保護者及び特定妊婦に関する情報を共有し、当該児童の安全確保を図る。
	外部提供をする保有個人情報の記録項目	①氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、家族構成、学歴、健康状態、病歴、障害、対応記録 ②氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、家族構成、電話番号、職業、健康状態、病歴、障害、相談内容及び対応状況 ③氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、家族構成、電話番号、職業、学歴、健康状態、病歴、障害、家庭環境、生育歴、相談内容及び対応状況 ④氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、家族構成、出産予定日、し好、職業、学歴、健康状態、病歴、障害、出産予定医療機関名、相談内容及び対応状況
	備考	児童虐待通報及びDV相談に関する事務を中心として、一体的に行う業務であることから、1件として諮問する。

エ 上記外部提供をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

議 題(3) その他